

効果的なアンケート（その1）

（京都府いじめ調査の見直し）

1 京都府いじめ調査見直しの背景

(1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定

平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「いじめが解消された状態」が示された。

【いじめが解消された状態】

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」調査票の変更

「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目が削除され、「解消」か「未解消」の二者択一となった。

【変更前】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	解消しているもの	一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	その他	計

【変更後】

	(1)	(2)	(3)	(4)
区分	解消しているもの(日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計

2 基本的な考え方

被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に、いじめを早期に発見、対応するため、児童生徒が「嫌な思いをした」ものから広く、丁寧に把握してきた。

今回、「1 京都府いじめ調査見直しの背景」を踏まえ、京都府いじめ調査の見直しを行うが、いじめを丁寧に把握し、早期に対応していく姿勢は変わらない。

また、いじめが「解消している」状態であったとしても、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 府いじめ調査見直しの方向性

- ①認知したいじめを次のA～Dの4区分に分類して把握する。
 ②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

		いじめに係る行為		
		止んでいない	止んでいる	
			3ヶ月未満	3ヶ月以上
被害児童生徒の 心身の苦痛	ある	A	B	
	ない		C	D

A - 要指導

B - 要支援

C - 見守り

D - 解消

- A - 要指導 いじめに係る行為が止んでいない状態
- B - 要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じている状態
- C - 見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないが、
 いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過していない状態
- D - 解消 いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、いじめに係る行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヶ月を目安とする。)が経過している状態
 (「解消している状態」に至った場合でも、日常的に注意深く観察する必要がある。)

4 参考

- (1) 平成29年度いじめ調査(2回目)実施要項…別紙1
- (2) 平成29年度いじめ調査(2回目)の実施上の留意点…別紙2
- (3) いじめのアンケート(小・中・義務教育学校用)…別紙3

平成 29 年度いじめ調査(2 回目)実施要項

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小・中・義務教育学校（京都市立学校を除く。）の児童生徒

3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
 - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
 - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生（義務教育学校にあっては該当する学年）に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (6) 別添「平成 29 年度いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4 調査の実施

- (1) 2 回目の調査は 3 の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 2 回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成 30 年 3 月末までに調査を実施すること。また、2 回目の調査に係る追跡調査も実施すること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、未解消、解消及び重大事態に分けて集計する。
 - ・ 認 知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - ・ 未 解 消：次の A・B・C の 3 区分で集計する。
 - A (要指導)：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - B (要支援)：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - C (見守り)：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当の

期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)。

- ・ 解消(D)：国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。

いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)

- ・ 重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 項目ごとに「件数」を集計するとともに、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7 結果の報告

5に基づいて実施した集計結果については、次の期日までに京都府教育委員会に報告することとする。

なお、年間の集計結果については、文部科学省が実施する「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

2回目の調査 平成30年1月19日(金)

8 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

平成29年度いじめ調査(2回目)の実施上の留意点

※文中の学年について、義務教育学校においては、それぞれ該当する学年として読みかえてください。

1 調査の実施にあたって

- (1) 各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。
- (2) 今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。
- (3) アンケートはいじめを把握する手立ての一つであるが、アンケートにより全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、丁寧に聞き取り調査を行うこと。
- (4) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。
- (5) 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。
- (6) 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施すること。

2 調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

3 調査方法に関して

- (1) アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。
- (2) アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。
- (3) 小学校1年生・2年生・3年生においては、質問内容を読み上げて分かりやすく説明しながら進めたり、個別の聞き取り調査と同時に実施して教員が記録したりするなど、児童の状況を十分考慮して実施すること。
- (4) 長期欠席者等アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分考慮して実施すること。
- (5) 個別に聞き取りを行う場合、聞き取りをする時間や場所等の実施方法について配慮すること。

4 結果の集計に関して

- (1) 各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票(学校用)」にとりまとめて市町(組合)教育委員会に提出する。なお、認知したいじめについて集計する際には、認知、未解消(A・B・C)、解消(D)及び重大事態の「件数」を学年別・男女別に実人数で、また認知及び重大事態については「態様」についても集計すること。

・認知：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

・未解消：次のA・B・Cの3区分で集計する。

A(要指導)：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

B(要支援)：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

C(見守り)：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)

・解消：国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(以下、「国の基本方針」という。)におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。

いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じてい

ないもの（相当期間とは、少なくとも3カ月を目安とする）。

・重大事態：「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態

① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの

② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）

※ なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、重大事態として認知するものとする。

※ 重大事態の状況として、未解消のA・B・Cのどの状況にあるのか回答すること。また、A・B・Cのいずれかにカウントすること。

(2) 各項目の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。

(3) 「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱う。

(4) 「いじめのアンケート」の「問2」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に1をカウントする（複数回答あり）。

(5) 集計表の「児童（生徒）の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聞き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒数）の内数として記入する。

(6) 家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由ごとに計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。

(7) 未調査者については、前回（平成29年度1回目）の調査においても未調査であった児童生徒の数を内数として記入すること。

(8) 市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式1-2、2-2）にとりまとめて、貴市町村を所管区域とする教育局あて電子媒体で提出する。

(9) 教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式1-3、2-3）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

(10) 府立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式2-1）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

5 追跡調査について

いじめについては、被害児童生徒の立場に寄り添いながら、各校のいじめ対策組織において解消に向けて適切に対応されているところである。

その対応により、要指導(A)、要支援(B)が改善され、また、見守り(C)の状況が解消されるなど、未解消の状況がどのように改善されたかを把握し、新たな学年、学校につなげる必要がある。

このことから、調査時の状況が改善されたかどうかを追跡調査することとする。

なお、2回目の追跡調査については報告を求めないこととするが、文部科学省が実施する「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」への報告ができるよう、確実に状況把握をすること。

また、「国のいじめの基本方針」におけるいじめの「解消の定義」に基づき「解消」を判断することから、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを前提に、相当の期間（少なくとも3カ月を目安とする。）いじめの行為が止んでいることが必要であることを念頭に入れながら、調査及び追跡調査の時期を設定することも大切である。

6 その他

(1) 本いじめ調査の趣旨を理解し、教職員以外の守秘義務を有した外部者に依頼して、結果の検証に努めること。

(2) 調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町（組合）教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。

(3) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。

いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）、【問2】の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事がありますか？

() がある () ない

※「ある」と答えた人は問2・3・4・5・6・7に、「ない」と答えた人は問6・7に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ① () 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② () 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ () 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ () ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ () 金品をたかられる。
- ⑥ () 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ () 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ () パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他 ()

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問3 それは、いつ頃ですか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。①を選んだ人は月を記入してください。

- ① () 月頃 ②覚えていない

問4 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。
①今はない ②今もときどきある ③今もよくある

問5 今でもいやな思いをしていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。
①今はいやな思いはない ②今も時々いやな思いになる ③今もいやな思いをしている

問6 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。
①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問7 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

本取組に対するコメント**【いじめ調査の調査方法について】**

- 調査については、府内の全公立小・中・義務教育学校の児童生徒を対象として、アンケート調査と個別の聞き取り調査の両方を実施することとしている。
- アンケートは原則として記名式だが、無記名での回答も可能となっている。
- 小学校1～3年生や長期欠席者等についてはアンケートによらない調査方法も可とするなど、柔軟な調査方法が採られている。

【結果の集計・報告・公表等について】

- 認知したいじめについては、未解消、解消及び重大事態に分けて集計し、さらに、未解消については、事案の軽重に応じ「A（要指導）」「B（要支援）」「C（見守り）」の3区分に分類するなど、学校現場における対応を視野に入れた集計を行っている。
- 集計結果については、国が実施している問題行動等調査の時期と関連させて報告させている。また、調査結果は原則公表するものとされているほか、第三者（学校評議員、スクールカウンセラー等）による結果の検証や、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせること等に努めるとされており、調査結果の周知や活用が促されている。
- 追跡調査を、いじめの解消の定義に示す期間（少なくとも3ヶ月を目安）に応じた形で行うことにより、より正確な解消率を把握する工夫がなされている。

【アンケート用紙について】

- 児童生徒が回答しやすいよう、選択式と記述式を適切に組み合わせている。
- 問2の項目（いじめの態様）については、国が実施している問題行動等調査の項目との共通化が図られている。
- 問7のような必須回答項目を設けることで、周囲の目ができる限り気にならないよう工夫している。

【全般について】

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」の正確な理解の下に調査の設計がなされており、様々な点に工夫・配慮が見られる。
- 本取組は、京都府におけるいじめの認知件数が、他の都道府県と比較して多い傾向にある一つの要因となっているものと推察される。

効果的なアンケート (その2)

いじめられている児童生徒が書きやすいアンケートを、文科省のいじめの態様に合わせて、各児童生徒の発達段階に応じてわかりやすいアンケートを作成し実施している。

「こまっていることはないかな？」アンケート〔小学校低学年〕

ねん くみ ばん なまえ

●月●日～●月●日のあいだで、あなたがこまったことについておしえてください。

1〔ぜんいん〕

ともだちから下のようなことをされて、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもったことがありますか。(あったら○, なかったら×)

できごと	○・×
からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた。 たとえば…「バカ」「しね」などといわれた。いやなあだ名をつけられた。	
なかまはずれや、みんなからむしされた。 たとえば…ひる休みに、あそびのグループに入れてもらえなかった。	
かるくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…すれちがうときに、からだをぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 たとえば…せなかをつよくたたかれた。足をつよくけられた。	
お金やものをむりやりとられた。 たとえば…「ちょうだい」「かして」としつこくいわれて、じぶんのものをとられた。	
ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした。 たとえば…つくえの中からじぶんのものをかってにとられた。くつをかくされた。	
いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした。 たとえば…ズボン下ろしをされた。ひとのもちものをじぶんだけがもたされた。	
パソコンやスマホで、いやなことを書かれたりされたりした。 たとえば…じぶんの名まえやしゃしん、わる口を、かってにながされた。	
その他 このほかに、「いやだなあ」「いたいなあ」とおもうようなことをされた。	

2〔1で○をつけた人だけ〕

こまったことは今もつづいていますか。(どちらかの〔 〕に○)

まだつづいているものがある〔 〕 つづいていない〔 〕

3〔ぜんいん〕

いやなことをいわれたりされたりして、こまったりなやんだりしている友だちはいますか。(どちらかの〔 〕に○)

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。こまったことや、なやんでいることがあったら、たんになの先生やほけんしつの先生に、いつでもそうだんしてください。

「仲間とのかかわり」についてのアンケート〔中学校・高等学校〕

年 組 番 名前

●月●日～●月●日の間で、あなたが困ったり悩んだりしたことについて教えてください。

1〔全員が回答してください〕

あなたは、学級や学年、学校の仲間から下のようなことをされて、いやな思いや痛い思いをしたことがありますか。あった場合には○を、なかった場合には×を、それぞれ記入してください。

できごとの内容	○・×
冷やかしゃからかい、悪口やおどし、いやなことを言われた。 例) 外見や性格のことで気にしていることを言われたり、あだ名をつけられたりした。「バカ」「死ね」「殺すぞ」などと言われた。	
仲間はすれ、集団による無視をされた。 例) 誰も自分と一緒に活動をしたがらず、自分一人が仲間から距離を置かれた。グループから一方的にはずされたり、学級やグループから無視されたりした。	
軽くぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) 遊びでプロレスや柔道、相撲などをさせられて、自分だけ技をかけられた。通りすがりに背中をたたかれたり、体をぶつけられたり、足をかけられたりした。	
ひどくぶつかられたりたたかれたり、けられたりした。 例) かなりの痛みを感じる強さで、たたかれたりけられたりした。プロレスや柔道、相撲などの技を、一方的に強い力でかけられた。	
お金や物をたかられた。 例) 買い物で無理におごらされたり、お金を支払わされたりした。「ちょうだい」「貸して」としつこく言われ、自分の物を無理やり取られた。	
お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。 例) 机やカバンの中から自分の物を勝手に取られた。くつを隠された。掲示物の自分の氏名や写真を傷つけられた。授業で作った作品を壊された。	
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。 例) スポン下ろしや失神ゲームをされた。命令されて、「使いっ走り」をさせられた。万引きを強要された。異性にむりやり告白させられた。	
パソコンやスマホ、ケータイなどで、いやなことを書かれたりされたりした。 例) 名前や顔写真などの個人情報、無断で Twitter に流された。悪口や事実ではないことを Twitter や LINE に書かれた。LINE はずしをされた。	
その他 ※上のいずれにも当てはまらないことで、いやな思いや痛い思いをさせられたことがあれば○を、なければ×を記入してください。	

2〔1で○をつけた人だけ回答してください〕

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に、○を記入してください。

現在、困ったできごとがまだ続いているものがある……………〔 〕

現在、困ったできごとは一つも続いていない……………〔 〕

3〔全員が回答してください〕

あなたのまわりに、1のようなことで困っていたり悩んでいたたりする仲間はいますか。当てはまる方の〔 〕に、○を記入してください。

いる〔 〕 いない〔 〕

ありがとうございました。困ったことや悩みがあったら、一人で抱えずに、相談しやすい先生にいつでも相談してください。

いじめアンケートについて（市いじめの防止等のための基本的な方針より）

- いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、児童生徒それぞれによっていじめの捉えが異ならないようにするとともに、教職員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために、年度末に行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱ いじめの状況等〕」の「7. いじめの態様」の項目に合わせて、年3回以上行う。

※ アンケート等を実施する際には、児童生徒が安心して記入できる環境を整えることが重要である。具体的には、次のような配慮のもとで実施する。

- ・ 児童生徒が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを、実施前に伝える。
- ・ 特定の児童生徒だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう、調査用紙を工夫する。
- ・ 目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。
- ・ 周りの目を気にすることなく記入できるよう、自宅で記入させる。

- いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、児童生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。

※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は児童生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒業後5年間保存する。

本取組に対するコメント**【小学校低学年用のアンケート様式について】**

- 小学校低学年に対して実施するアンケートでは、「いじめ」という言葉を一切使わず、具体的な出来事を中心に質問立てを行っている。
- 「たとえば」として、具体例を挙げ、回答がしやすいよう工夫している。
- 小学校低学年に対するアンケートであることを踏まえ、記述する枠を一切設けず、「○・×」で簡単に答えられるようにしている。
- アンケート様式に、相談したいことがある場合には担任や養護教諭への相談を促す記述を盛り込んでいる。

【中学校・高等学校用のアンケート様式について】

- 小学校低学年に対して実施するアンケートと同様に、「いじめ」という言葉を一切使わず、いじめに該当しうる具体的な出来事を中心に質問項目を立てている。
- 発達段階に応じて、具体例をより身近なものとし、実際の場面を想起しやすい内容にまとめている。
- 相談相手については、「相談しやすい先生」とし、生徒に話しやすい選択肢を選ばせるよう配慮している。

【アンケートの取り方について】

- 市のいじめ基本方針の中で、年3回以上アンケートを取ることにしており、市内全学校で実施している。また、アンケート実施上の配慮事項を示して行っている。
- アンケートを実施した後は、即日、複数チェックを行うこととしている。また、アンケートは無記名でも可としており、家に持ち帰って書いて来てもよいこととしている。

いじめの通報・相談窓口（窓口の周知方法が優れているもの等） （その1）

<概要>

- 相談室の開室日を週2日から3日に増やすとともに、スクールカウンセラーが1学年全クラスに出向いて生徒の状況を把握、その後、自己肯定感の低い生徒のスクリーニングを行い、面談を実施するなど、より積極的に生徒へのアプローチをするようにした。
- 管理職とスクールカウンセラーの打ち合わせを毎週実施し、情報共有を充実させた。
- 相談室の利用を促進するため、相談室だよりの他に、入学時のオリエンテーションやホームルームにスクールカウンセラーが訪問したり、利用法を書いた名刺を渡したりして、相談室の活動の周知を充実させた。また、従来から配布している「こころの扉」という冊子を、生徒だけでなく保護者にも配布した。
- 従来行ってきた記名式のアンケートの他に、匿名通報システムを6月より導入し、いつでもいじめを通報できる体制を整備するとともに、傍観者から仲裁者になる意識改革の指導を充実させた。
- 昨年の12月より、ネットパトロールによる個人が特定できるような情報のSNS上への書き込みや他人を誹謗中傷するような書き込みの報告が、大学が契約した業者から寄せられている。

<効果>

- 昨年度の1学期の開室日数29日（4月～8月）から、今年度は39日（4月～7月）に増え、相談件数は延べ346件から536件へと増加した。特に、スクールカウンセラーと教員との情報交換の時間を充実させたため、1時間の相談時間内に相談する件数が増えている。一方、生徒自身の相談についても、スクリーニングによるアンケートなど、積極的なアプローチも実施したため、昨年1学期の自主的な相談件数26件に比べ、今年度は69件と2倍を越える相談件数となっている。
- 「こころの扉」という冊子では、高校生のこころ、こころの健康を保つための知恵、困った時に利用できる相談室や医療機関の紹介をしており、保護者からの相談件数も、昨年度の1学期の23件から36件に増えている。
- 従来行ってきた記名式のアンケートは、「冷やかされたり、からかわれたりする」などの質問項目に、「周りにされている人がいる」「自分がされている」などで回答し、「あり」と回答のあった生徒とは担任が面接をするシステムである。しかし、このアンケートは年2回の実施であったため、いつでも報告したり、助けを求めたりすることができる匿名通報システムを6月より導入した。匿名による報告は、いじめを発見した時、傍観者とならずに、仲裁者になれるシステムとしての効果が期待されている。アプリの「報告」を押すと、メッセージの他、写真やスクリーンショット、動画などを匿名で送ることができる。また、「助けを求める」を押すと、メッセージによるチャット相談ができる。また、設定時間外では、いじめ専門ダイヤルに電話相談するように、メッセージが自動で送られることになる。深刻ないじめにならないために、不安を感じたらいつでも活用してくれることを期待している。
- 6月から15件のメッセージが届いているが、いずれも学校の施設への苦情、生徒の品のない行動へ意見などで、いじめとして取り上げて、すぐに対処すべき案件は届いていない。
- SNS上への、写真のUPや個人の特定される情報の書き込み、他人を誹謗中傷するような書き込みの報告を受けて、当該生徒にそのような行為が問題であることを認識させる指導を行っている。

概要について

- 相談体制の強化に加えて、匿名通報システムの導入や、ネットパトロールを行う業者との契約により、いじめの事前防止や早期発見に役立っている。

本事案に対するコメント

- スクールカウンセラーの相談日開設を週2日から3日に増やすとともに、1学年全クラスの生徒の状況を把握し、自己肯定感の低い生徒をスクリーニングした上で面談を実施することで、効率的・効果的にケアが必要な生徒に対応できている。
- 相談室の開室日数を増やしたことによって、相談件数が、1学期間の年度比較で約200件増加している。
- 従来行ってきた記名式のアンケートに加え、匿名通報システムを導入し、いつでも報告したり、助けを求めたりすることができるようになった。このようなシステムの導入は、いじめの傍観者ではなく、仲裁者になることを促す効果が期待される。
- 匿名通報システムには、時間外の問い合わせがあった場合でも「いじめ専門ダイヤル」への案内を自動メッセージで送るなど、対応の隙間が生じないよう工夫されている。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を求められているところである。いじめの相談体制の充実及び通報窓口の紹介等は、生徒にとって相談や通報の選択肢が広がり、安心した学校生活を送る上での土台になり得るものであり、本取組が継続的に実施されることが望ましいと考えられる。

いじめの通報・相談窓口（窓口の周知方法が優れているもの等）

（その2）

< 県教育委員会の取組 >

県教育委員会では、どの子ども誰かに相談できる環境づくりに努めており、24時間子供SOSダイヤルを含む県内の主な相談窓口一覧表を作成し、県内公立学校全ての児童生徒に配付している。各学校では、カードの形にするなどして配付するよう指導している。

< 相談窓口一覧表 >

電話相談の相談窓口について

★ 小学生の皆さんへ

もし、学校でこまっていることがあったら、まずは、担任の先生や保健室の先生、おうちの人に、お話を聞いてもらいましょう。それでも、解決しないときには、下の相談電話でお話を聞いてもらうことができます。特に「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」は、昼も夜もお話を聞いてもらうことができます。

★ 中学生及び県立学校の皆さんへ

もし、学校で悩み事や心配事があったら、まずは、担任の先生や保健室の先生、保護者の方に相談してみてください。それでも、解決しないときには、下に示している相談窓口で電話して、相談してみませんか。なお、24時間対応できる相談窓口としては「熊本県24時間子どもSOSダイヤル」を開設していますので、ぜひ利用してください。

★ 保護者の皆さんへ

お子さんのことで、お悩みのことがありましたら、どんなことでも結構ですので、早めに学校にご相談ください。早期対応が早期解決につながります。

なお、学校によっては、子どもたちの悩みなどを解決するために、専門的な知識や経験をお持ちの「スクールカウンセラー」が配置されている学校もあります。

また、県内の各教育事務所には「学校支援アドバイザー」を配置していますので、電話や教育事務所での相談をはじめ、ご家庭に直接伺いしての相談にも対応いたします。

さらに、市町村立学校に通っておられる子どもさんのことについては、各市町村教育委員会、県立学校に通っておられる子どもさんのことについては、県教育委員会担当課にも相談できます。

★ 教育相談窓口の紹介

主な相談窓口としては、以下のようなところがあります。

(1) いじめ問題や子どものSOS全般

相談機関名	相談時間等	電話番号
熊本県24時間子どもSOSダイヤル	24時間	0120-0-78310(なやみ言おう) ※PHS, IP電話からはつながりません

(2) いじめ・不登校問題など

相談機関名	相談時間等	電話番号
熊本県教育庁教育指導局 義務教育課内相談電話	月～金 8:30～17:15	096-381-8000 FAX:096-385-6718

本取組に対するコメント**【周知方法について】**

- 県内の主な相談窓口一覧表をカード形式にするなどして、県内の公立学校のすべての児童生徒に配布している。
- 電話相談窓口の活用について、発達段階に応じた表現で周知を図り、分かりやすく説明している。
- 保護者に対しても、相談窓口の存在を伝えた上で、スクールカウンセラーの配置や各教育事務所の「学校支援アドバイザー」を紹介し、家庭訪問による相談が可能であることについても伝えている。

【その他】

- 実際の相談場面の様子や相談内容を例示するなど、相談の様子がイメージできるような工夫を行うことが考えられる。

効果的な教育相談のための工夫が行われている事例

1 生徒の心に寄り添った対応のための相談窓口

(1) マイサポーター制度

内 容：生徒が希望する担任以外の教員をマイサポーターとして指名し，指名された教員は，対象生徒の悩み事や心配事等の相談事項をいつでも受け入れられるよう体制を整えている。

(2) 気がかりポスト

内 容：生徒のちょっとした不安や悩み等，教職員が気になることがあれば，いつでも生徒の対応について相談にのってもらえる教員を校務分掌で明示し，どんな相談も気軽に受け入れることができる体制を整えている（教員自身の悩みを聞く気がかりポスト担当者もいる。）。

2 いじめの未然防止及び早期発見，早期対応への取組

※ 「マイサポーター制度」や「気がかりポスト」において相談のあったいじめ事案については，「さわやか委員会」や「生徒支援委員会」で情報を共有し，対応等を検討する。

(1) さわやか委員会（いじめ防止対策委員会）

参加者：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，カウンセリング指導員

日 時：毎週水曜日 朝の時間（8：20～8：40）

内 容：○ いじめにつながりそうな事案に対する情報交換
○ いじめへの組織的な対応の在り方（具体的な手立ての共通理解）

(2) 生徒支援委員会

参加者：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年生徒指導担当，養護教諭，カウンセリング指導員，いじめ対策カウンセラー，特別支援教育コーディネーター

日 時：毎週木曜日 4 限（11：50～12：40）

内 容：○ 各学年の問題点・取組等の情報交換，共通理解について
○ 問題行動の組織的な対応について
○ いじめ対策カウンセラーからの助言

(3) さわやか調査（学校生活，家庭での悩み調査）

回 数：每学期 2 回

内 容：○ 日常生活での悩みやいじめ被害，いじめ情報について調査する。
○ 調査結果を基に，生徒全員の面接を行う。

本取組に対するコメント**【相談窓口について】**

- 生徒が希望する担任以外の教員を「マイサポーター」として指名することで、より安心した相談ができるよう、児童の心情に寄り添った体制を整えている。
- 気がかりポストについて、校務分掌に相談担当を位置付け、生徒のみならず、教員も気軽に相談できるようにしている。

【さわやか委員会（いじめ防止対策委員会）について】

- 朝の短い時間を活用し、いじめに関する事案の情報交換を行い、組織的対応に関わる具体的手立てについて共通理解を図っている。
- さわやか委員会（いじめ防止対策委員会）及び生徒支援委員会の開催を定期的に行うことで、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めている。

【生徒支援委員会について】

- 毎週定期的に行われ、学年単位での問題行動等への対応について情報共有を図るとともに、組織的な対応の在り方が議論されている。
- いじめ対策カウンセラーからの助言を受け、専門的知見を生かした対応につなげている。

【さわやか調査について】

- さわやか調査（悩み調査）では、調査結果を踏まえて、気がかりな生徒のみならず、全員の生徒と面談することとしており、丁寧な対応がとられている。

【全般について】

- 生徒自らが教育相談をしたいと実感できるような体制を整えており、生徒の立場に立った教育相談の在り方を実現している。
- 組織の名称を、生徒に馴染みやすい表現とするなど、相談のハードルを下げる工夫がなされている。

スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例

<当該生徒>

【被害】 中学校2年女子A（1名） 【加害】 中学校2年女子B，C（2名）

<概要>

- 2学期の終わり頃から、中学校2年女子Aは、中学校2年女子Bから悪口を言われたり、中傷する手紙を回されたりした。さらに、Bは中学校2年女子Cを誘い、一緒にAの机に落書きしたり、無視したりした。Aは、落書きを一人で消すなどして、このことを誰にも相談せず¹にいた。そのうち、Aは、休み時間や特別教室の移動などいつも一人で行動するようになり、学級のみんなから避けられていると思うようになった。
- ある日、担任はAの手首にカッターのようなもので何度も切った傷跡があることに気づき、最近一人で行動する場面もしばしば見かけており気になっていたことから、Aに事情を聞いた。しかし、Aは、傷はちょっといたずらしただけ、困っていることもないと言って、何も話さなかった。

<対応>

- 担任は、Aと教育相談を行ったが、Aからはいじめられているという話は出てこなかった。Aには、保護者とも話をする旨を伝えた。
- Aは本心を話さないことや自傷行為があることから、担任は、学年主任と生徒指導部長に相談したところ、スクールカウンセラーを加えて、生徒指導委員会で対策等について話し合うこととなった。
- 担任と生徒指導部長でAの保護者に手首の傷を含め状況を伝え、スクールカウンセラーと連携する等の学校の対応について理解を得るとともに、学年体制で関係生徒から話を聞くことにした。
- スクールカウンセラーは、Aとのカウンセリングの中で、仲が良かったBとの関係が上手くいっていないことや嫌なことから逃れたくて、気が付いたら自傷行為を行っていたという内容を聞いた。
- 担任は、Bからの話を基に、Cにも事実を確認した。
- 事実確認ができたところで、スクールカウンセラーと生徒指導委員会で具体的な対応について話し合った。

<効果>

- ・ 生徒指導委員会を一定期間、臨時に開きながら、スクールカウンセラーにも参加してもらい、AやB，Cの様子等について情報交換を行い、共通理解を図りながらケア等を進めていった。
- ・ スクールカウンセラーが中心となりAの心のケアを行いながら、保護者のサポートもすることで、保護者の心配が減り、Aの学校での心身の状態も安定するようになった。
- ・ スクールカウンセラーが廊下等でBやCにも声かけすることで、二人の表情も和らぎ、Aとの関係も自然になった。

本事案の対応に対するコメント**【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- Aの自傷行為に気付いた担任は、Aに対して教育相談を行ったが、いじめについての話を聞き出すことはできなかった。しかし、そのことを即座に学年主任及び生徒指導部長に相談し、スクールカウンセラーを入れた生徒指導委員会を開催し、対策等について検討を行ったことにより、事実関係を明らかにする対応と、Aに対する心のケア等を同時に進めることができた。

【児童生徒への支援（サポート）の視点から】

- スクールカウンセラーが中心となってAの心のケアに当たったことによって、仲が良かったBとの関係が上手くいっていないこと等から自傷行為に至ってしまったことを確認することができた。

【保護者への説明の視点から】

- スクールカウンセラーを含めた対応により、A自身のケアに加え、保護者のサポートも同時に行ったことによって、保護者の心配も和らぎ、Aへの対応について理解を得ながら進めることができたと考えられる。

【総括】

- 本事案は、学校の生徒指導委員会とスクールカウンセラーが連携し、保護者をサポートしながら、被害生徒への対応を進めることができたケースである。
- スクールカウンセラーの専門的知見を生かしつつ、学年全体で組織的に対応したことにより解決に導くことができたものと考えられる。

スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、

解決に導いた事例（その1）

<当該生徒>

【被害】 中学校3年男子A（1名） 【加害】 中学校3年男子B，C，D（3名）

<概要>

- ・ 中学校3年生男子Aが、同学年の男子B，C，Dから暴力を伴ったいじめを繰り返し受けていたと、Aの保護者の友人から、学校教育事務所に連絡を受けた。
- ・ 中学校2年次後半から、休み時間や放課後の部活動、休日等に、B，C，Dからの言葉によるからかい、暴力という形で行われたことが、担任がAから話を聞き、判明した。
- ・ Aは、対人関係の悩み、親子関係の悩みを長く抱えており、友人関係を維持したいという気持ちが強く、自分からは担任をはじめ学校の教諭に訴えることができなかった。
- ・ Aは、3年次5月頃より不登校状態になり、自分の悩みを保護者に初めて話すことができた。しかし、一方で、家庭で不安定な状況が続き、自分の頭や顔面を自分で叩く・殴るなどの自傷行為に及んだ。

<対応>

- Aの自傷行為の情報から、学校は、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）とともに本人、保護者と面談。SSWは医療連携の必要性を助言。学校は、SSWの調整のもと児童相談所への相談を保護者に提案。
- 目撃生徒からの聴き取り、関係生徒B，C，Dからの聴き取り、指導、関係生徒保護者連絡を実施。また、警察に相談。
- 児童相談所から受診を勧められたAの保護者が、Aに付き添い、Aが通院を開始。学校は、医療連携の承諾をAの保護者から得る。
- 当該医療機関のメディカルソーシャルワーカー（MSW）とSSWが連携し、校長は、医師よりAに関する助言を受ける。
- 医師の助言をもとに、学校は、Aに対する支援体制を構築。
- 医師・児童相談所の助言から、Aの保護者の養育への支援の必要性及び支援内容が明確になり、学校はSSWとともに、児童相談所、区役所のこども家庭支援課と連携し、要保護児童対策地域協議会を開催。地域による当該家庭の見守り体制、卒業後も視野に入れた関係機関での情報共有を実施。

<効果>

- ・ いじめ行為に対する指導と並行して、Aの困り感に寄り添った支援が実現できた。
- ・ 医療機関や区役所等との連携により、Aの特性に応じた適切な支援方針を確立するとともに、家庭環境の課題を把握し、具体的支援ができた。
- ・ 学校内での支援体制に加え、地域による見守り体制を構築できた。
- ・ 学校は、卒業後のAへの支援に関する見通しを持つことができた。

本事案の対応に対するコメント**【被害生徒及び保護者への対応の視点から】**

- Aの自傷行為に対して、学校及びSSWが、A本人と保護者に対して面談を行い、SSWより医療連携の必要性について助言した。そして、学校はSSWを介して児童相談所への相談について保護者に提案したことで専門機関による支援を開始することにつながった。
- A及び保護者は児童相談所から医療機関での受診を勧められ、医療連携を承諾したことで、MSWとSSWが連携して医師からの助言を受けることにつながった。
- 医師及び児童相談所の助言によって、要保護児童対策地域協議会を開催し、家庭の見守り体制の整備や卒業後も視野に入れた関係機関との情報共有を図った。
- SSWによる支援及び関係機関との連携の結果、いじめ行為に対する加害生徒への指導とともに、Aの困り感に寄り添った支援が進められるようになった。その際、関係機関との連携により、Aの特性を踏まえた適切な支援方針を確立し、家庭環境の課題を踏まえた具体的支援を行うことができた。

【総括】

- 本事案は、いじめの実態を把握するに当たり、Aの心情に寄り添いつつ、問題の解決に向けてSSWを有効に活用して対処したケースである。とりわけ、家庭における課題も踏まえながら、いじめ行為に対する指導を行い、医療機関や関係機関との連携によりAの支援方針を確立できたことは、SSWが関与した効果であると考えられる。

スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、
解決に導いた事例（その2）

－「修復的対話」の実施について－

1 案件の概要

- (1) 中学生男子。長兄・次兄は自立し、父・母と3人暮らし。敷地内に祖父母宅がある。
- (2) 11月下旬に学校は4名の同級生からのいじめを認知し、12月上旬に謝罪の会を開いた。以降、いじめはない。
- (3) 翌年2月、本人がインフルエンザ回復後、吐き気・めまい・頭痛等体調不良を訴え、数件の病院を受診したが、いずれも検査結果に異常は見られなかった。
- (4) 医師から「いじめがストレスとなっている（かも）」と言われ、両親が本人に「学校に行かなくてよい」と伝えた。途端に本人が回復。このことから、両親は「本人の体調不良はいじめのせいだ。本人が苦しんでいるのだから、謝罪の会を再度開け」と要求。

2 スクールソーシャルワーカー（SSW）による分析とSVの介入

ケースが、どのような循環的なシステム（悪循環）で成り立っているのか

① 父母が加害者への指導を学校に要求。重ねて、指導時の会話を録音するよう要求。

↓
①

学校が「録音はできない」と回答。

↓
②

父母が激怒する。「自分たちが指導するから謝罪の会を開け」と要求。

↓
③

学校から、一度謝罪の会を開いたこと、その後いじめが起きていないことを理由に謝罪の会はしないと回答する。 → **修復的対話の提案**

↓
④

父母が「学校はいつも白紙に戻す。ちゃんと対応しない」と激怒。

↓（③）と、らせん状に循環作用している（バッドサイクル）。

システムの①～④のどこに介入したか

【③を選んで介入した理由】

- (1) 本人が地域の中でわだかまりなく過ごせるようにするため。
- (2) 父母が一方的に加害者を非難するだけでは、加害者に反発されるだけであり、両者の対話の場が必要だから。

【修復的対話の実施】

★ 4月下旬、被害生徒の両親と加害生徒4名及び保護者が集い、市SSWの主導のもと、市教育委員会・県SVが同席して実施した。

【介入した結果】

★ 本人が父母に「自分の気持ちを言ってくれてありがとう」と感謝し、父母の気持ちが前向きになった。

3 修復的対話実施後の分析等

- 双方の関係者・庇護者として、被害側には市教委課長、加害側には母親と担任を就かせていた。これによりSSWが真ん中に立てた。この原則に基づいた準備の良さが成功へとつながった。
- 話し合いでは、被害者側の発言がほとんどを占めていて必ずしも対等な対話ではなかったが、話し合いの進行権限はSSWが掌握していた。声の大きさ、話し方、SSWと参加者との距離感などすべてが適切であった。
- ハワード・ゼアの言葉「公平さを尊重」にもあるように、ファシリテーターを務めるSSWは、自身の軸足を片方（SSWが思う正しい方、庇護しなければならないと思った方）に偏ることのないようにしなければならない。ここが保てないと失敗する。もし、参加者が相手を非難し続け、SSWが静止しても止めなければ、話し合いを中止させねばならない。
- 今回は、被害者側がそうなることが高く予想されたため、「被害者が話す内容を事前に被害者に書かせ、SSWが添削し、文章を読み上げる」ということに成功した。SSWのこの計画性の高さの実行力は高く評価される。
- 対話終了後、本来ならば引き続きその場でティータイムを取り談笑をすることが理想である。それが難しい場合は今回のように、加害者、被害者別に「振り返りの時間」を持つことが重要。終了後、気持ちがほぐされないまま、とげとげしい気持ちで帰宅させると次回につながらないし、新たな火種を生みかねない。そのためにも振り返りの時間に、どのようなアプローチ（話題など）を提供すれば参加者の気持ちが和らぐかも、事前に考えておくとよい。
- 回数をこなさなければ上達しないことは言うまでもない。今後とも積極的に修復的対話に取り組みたい。

本事案の対応に対するコメント**【対応の優れた点について】**

- 保護者の謝罪要求に対して、要求の主訴を分析し、適切な謝罪の場を設定するために、市のSSWが「修復的対話」を提案した。市のSSWが主導し、市及び県のSVも同席した上で、「修復的対話」の場を設定した。
- 被害者側の感情が高まって、相手を一方的に非難することも予想されたことから、「被害者が話す内容を事前に被害者に書かせ、SSWが添削し、文章を読み上げる」という手段を用いて「修復的対話」に臨ませた。これにより、適切に話し合いがなされた。
- 話し合い後、加害者、被害者別に「振り返りの時間」を持たせることで、気持ちを和らげさせることができた。また、被害生徒は父母に感謝し、父母も前向きな気持ちを持つことができた。

【総括】

- 本事案は、加害者側・被害者側の双方がわだかまりなく過ごすことができるよう、SSWが「修復的対話」を実施したケースである。SSWが事前準備を計画的に行い、ファシリテーターとしての役割を適切に果たすことで、悪循環に陥っていた事案の解決が図られており、SSWの専門的知見を生かした対応の具体例といえることができる。